

公益社団法人東京都眼科医会

全国規模学会開催への助成規程

(目的)

第1条 本助成は、眼科医療の充実と質の向上を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 眼科医師が主催する全国規模で眼科臨床に関係深い学会及びこれに準ずるものを対象とする。但し、同一学会長が同一期間に同一施設で開催する複数の学会に関しては、1学会とみなす。

(助成金の額)

第3条 助成額は日本眼科学会総会、日本臨床眼科学会を除き、1学会当り最高50万円とする。但し、次に挙げる場合は50万円未満とする。

1. 助成対象が多く、本会の予算額を超過するとき
2. 総経費が50万円未満のもの

(申請手続)

第4条 助成を受けようとする学会の責任者は、開催年度の前年の10月末迄に所定の様式の助成申請書に予算書を添えて本会会長宛に提出するものとする。

年度とは4月1日から翌年3月末日までの期間とする。

(助成の決定および通知)

第5条 理事会は、当該申請に関する助成金の交付の諾否を決定し、交付すべきと認めたときはその旨を申請者に通知し、申請締切り後その額を決定し、速やかに助成金交付確定通知書を申請者に送るものとする。

- (2) 助成金の交付が採択されなかった申請については助成金不採択通知書により申請者に通知するものとする。

(事後報告)

第6条 助成を受けた学会が終了した時には、責任者は本会に速やかに事後報告(決算報告も含む)をするものとする。

(助成金の交付決定の取り消し)

第7条 理事会は、助成金の交付決定の取り消し、または既に交付した助成金の全額もしくは一部返還を命じることが出来る。

- (1) この規定に違反したとき
- (2) 助成金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき

(要綱の改廃)

第8条 この要綱の改廃は理事会の決議による。

(附 則) この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 30 年 11 月 15 日より施行する。